

宇城市工場立地法地域準則条例

令和4年3月11日
宇城市条例第24号

(趣旨)

第1条 この条例は、工場立地法(昭和34年法律第24号。以下「法」という。)第4条の2第1項の規定に基づき、法第4条第1項の規定により公表された準則に代えて適用すべき準則を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法において使用する用語の例による。

(区域並びに緑地及び環境施設の面積の敷地面積に対する割合)

第3条 法第4条の2第1項に規定する区域並びに当該区域における緑地及び環境施設のそれぞれの面積の敷地面積に対する割合(以下それぞれ「緑地面積率」及び「環境施設面積率」という。)は、次の表のとおりとする。

区域	緑地面積率	環境施設面積率
宇城市都市計画において準工業地域の指定を受けている区域(以下「準工業地域」という。)	100分の10以上	100分の15以上
宇城市都市計画において工業地域の指定を受けている区域(以下「工業地域」という。)	100分の5以上	100分の10以上
宇城市都市計画区域外及び宇城市都市計画において用途地域の指定を受けていない区域(以下「用途地域以外の地域」という。)	100分の5以上	100分の10以上

(敷地が2以上の区域にわたる場合の措置)

第4条 特定工場の敷地が前条の表に掲げる準工業地域、工業地域、用途地域以外の地域又はこれらの区域以外の区域(以下「その他区域」という。)のうち2以上の区域にわたる場合において、同表に掲げるいずれかの区域の敷地割合(当該敷地のうちそれぞれの区域に属する部分の面積の敷地面積に対する

割合をいう。以下同じ。)が最も高い場合にあっては当該敷地の全部について同表の当該区域の項の規定を適用し、その他区域の敷地割合が最も高い場合にあっては当該敷地の全部について同表の規定を適用しない。

(周辺地域の生活環境への配慮)

第5条 この条例の規定が適用される特定工場について法の規定による届出を行う者は、その届出を行うに当たっては、当該特定工場の周辺地域に係る生活環境への配慮を示すよう努めなければならない。

2 市長は、この条例の規定が適用される特定工場について、その適用に当たっては、必要な条件を付することができる。

(他の地方公共団体の長との協議)

第6条 市長は、特定工場の敷地に市域に属さない地域が含まれる場合は、当該市域に属さない地域を管轄する地方公共団体の長と協議し、必要な措置を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(既存工場等に係る面積の算定)

2 昭和49年6月28日に設置されている又は設置のための工事が行われている特定工場において、生産施設の面積の変更(生産施設の面積の減少を除く。以下同じ。)が行われるときは、第3条の規定に適合する緑地面積及び環境施設面積の算定は、工場立地に関する準則(平成10年大蔵省・厚労省・農林水産省・通商産業省・運輸省告示第1号。以下「法準則」という。)備考第1項第2号及び第3号並びに第3項の規定の例による。この場合において、法準則備考第1項第2号中「0.2」とあるのは、準工業地域にあっては「0.1」と、工業地域及び用途地域以外の地域にあっては「0.05」と、法準則備考第1項第3号中「0.25」とあるのは、準工業地域にあっては「0.15」と、工業地域及び用途地域以外の地域にあっては「0.1」と、法準則備考第3項第1号中「0.2」とあるのは、準工業地域にあっては「0.1」と、工業地域及び用途地域以外の地域にあっては「0.05」と、法準則備考第3項第2号中「0.25」とあるのは、準工業地域にあっては「0.15」と、工業地域及び用途地域以外の地域にあっては「0.1」と読み替えるものとする。